

答申書

厚木市
下水道運営審議会



平成31年1月22日

厚木市長 小林 常良 様

厚木市下水道運営審議会

会長 平野 繁



受益者分担金について（答申）

平成30年9月10日付けで諮問のありました受益者分担金について慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

はじめに

下水道は、都市の健全な発達、公衆衛生の向上、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を目的として整備されるものであり、公衆衛生の向上、生活環境の改善については、利益が及ぶ区域が明確となるため、一般的に、利益の享受者が工事費の一部を負担する受益者負担の原則が取り入れられている。

1 背景

厚木市の公共下水道事業については、これまで市街化区域を中心に整備を進め、市街化区域内の普及率は99.9%に及んでいるが、市域全体の下水道普及率は89.4%となっている。市街化調整区域については、今なお、汲取り及び浄化槽により汚水処理を行っており、下水道に比べ10~40倍の環境負荷を与えている。

2 受益者分担金制度について

人口減少等の社会情勢の変化や下水道の健全な経営を踏まえつつ、合併処理浄化槽を促進する区域と調整を図りながら、市街化調整区域への下水道整備を計画的に実施する必要がある。

一方、既存の下水道施設の老朽化や耐震化への対応等により、将来の支出増大が見込まれるため、受益者負担の原則や負担の公平性には十分配慮すべきである。

こうしたことから、直接利益を受ける者が明らかであることや受益者負担金制度のある市街化区域内との公平性の観点から、受益者分担金制度が必要と判断する。

(1) 単価

受益者負担の原則や負担の公平性に照らし合わせ、受益者分担金の単価については、市街化区域内における受益者負担金の算出時と同様の算出方法を用いるとともに、近年の工事価格や近隣市とのバランスを考慮し、受益者負担の原則と個人の負担感の両面から適切な額を設定するべきである。

(2) 制度設計

受益者分担金制度を創設するに当たり、受益者分担金が過重なものとなる場合には、市街化調整区域への下水道普及に支障が出ることが懸念される。

このため、市街化調整区域はそれぞれの敷地面積が広いなどの土地利用の性質を考慮し、整備対象区域、受益者分担金の賦課対象区域は宅地等で活用している土地に限るなど、事業費及び対象面積の更なる精査を行い、個人負担額の適正化を図るべきである。

また、高齢化の進展などの地域事情に配慮した上で、整備本来の目的である下水道普及、環境保全を妨げない制度設計とすべきである。